

【重要】支払時期変更のお知らせ（文献複写・図書貸借）

附属図書館（2020年4月）

令和2年度より、公費によるILL（文献複写・図書貸借）の支払時期を下記の通り変更いたします。
差し引き前に行っていた学部への照会を廃止し、依頼時に選ばれた予算での差し引きとなります。

<支払いのタイミング>

●依頼先が相殺館（国立大学等）の場合（全体の9割）

四半期ごとに先生の予算から直接差し引きいたします。（支払いの相手先：国立情報学研究所）

4～6月分	7～9月分	10～12月分	1月～3月分
	↑ 7月頭に 支払い	↑ 10月頭に 支払い	↑ 1月頭に 支払い
			↑ 4月頭に 支払い

※文献複写は長崎大学に到着した日、現物貸借は相手館に返却した日で、支払対象月が決定する。

※1月～3月分も当該年度の予算で4月初旬（4/5頃）に支払い手続きを行う。（2021年より）

●依頼先が非相殺館（国会図書館等）の場合

請求書が届いたタイミングで先生の予算から直接差し引きいたします。（現状通り）

●校内他キャンパスからの複写等の場合

使用される予算によって、対応が異なります。（現状通り）

○科研費、受託研究経費、委任経理金（寄付金）の場合

4月～6月、7月～9月、10月～12月の四半期ごとに手続きを行います。（内部売上）

○自己収入（研究経費・教育経費）の場合

3月～12月、1月～2月の年2回、手続きを行います。（予算流用）

※3月分は、次年度予算で1月頭に支払い手続きを行う。

<注意事項>

科研費、受託研究経費、委任経理金（寄付金）の使用は4月～12月のみ可能です。（現状通り）

以上、何卒宜しくお願いいたします。

（本件についてのお問い合わせ先：中央図書館 095-819-2200）